

土木工事検査技術基準

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(平成 24 年 8 月 1 日改定)

(目的)

第 1 条 この基準は、市長が行う土木工事（以下「工事」という。）の検査（以下「検査」という。）に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第 2 条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書及びその他関係図書（以下「契約書等」という。）に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第 3 条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオ・電子媒体による記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と契約書等を対比し、別表第 1 に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第 4 条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約書等を対比し、別表第 2 に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第 5 条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約書等を対比し、別表第 3 に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第 6 条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すりつけ等の程度及び全般的な外観について、目視又は観察により行うものとする。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、制定後の土木工事検査技術基準は平成 16 年 4 月 1 日以後に締結された請負契約に係る工事の検査について適用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 8 月 1 日から施行し、改定後の土木工事検査技術基準は平成 24 年 8 月 1 日以後に公告・通知を行う工事について適用する。

別表第 1 工事実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
契約書等の履行状況	契約書等	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況(他に掲げるものを除く。)
工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
工 程 管 理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
安 全 管 理	契約書等、施工計画書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
施 工 体 制	施工計画書、施工体系図、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種				検 査 内 容	検 査 密 度
共通	一般	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	施工延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は 2 箇所以上）
			法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	施工延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上）
			吹付工		
			植生工		
	施工	一般舗装工	基礎工	基準高、根入長、偏心量	杭 5 本につき 1 箇所以上
			石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長	施工延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は 2 箇所以上）
			路盤工	基準高、幅、厚さ	施工延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上） 厚さは、施工延長 1 k mにつき 1 箇所以上
			舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は、施工延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上）厚さは、施工面積 10,000 m ² につき 1 箇所以上コアにより検査（ただし、施工面積 10,000 m ² 以下の場合は 2 箇所以上）
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	施工延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上）	
土工		基準高、幅、法長	施工延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上）		
河川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	施工延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上）	
	浚渫（川）		基準高、幅、深さ、延長		
	樋門・樋管水門		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門及び樋管は本体部及び呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに 2 箇所以上	
海岸	堤防護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	施工延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上）	
	突堤・人工岬				
	海岸堤防				
	浚渫（海）		基準高、幅、深さ、延長		
砂防	砂防ダム		基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所	
	流路		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長 200mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は 2 箇所以上）	
	斜面对策		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は 2 箇所以上）	

道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は 2 箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと、その他は同種構造物ごとに 1 基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンパー、	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所の任意部分、その他は 5 径間未満は 2 箇所以上、5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋上部	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンパー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所の任意部分、その他は 5 径間未満は 2 箇所以上、5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両抗口部を含めて、施工延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は両抗口部を含めて 3 箇所以上）
下 水 道	シールド工管渠	基準高、延長、中心線のずれ、仕上り内径、二次覆工厚	基準高、仕上り内径は、1 施工箇所に 2 箇所以上　その他は適宜実施
	推進工管渠	基準高、延長、中心線のずれ	基準高は、1 施工箇所に 2 箇所以上　その他は適宜実施
	開削工管渠	基準高、延長、中心線のずれ、幅、高さ	基準高は、1 施工箇所に 2 箇所以上　その他は適宜実施
	マンホールポンプ場 終末処理場	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、深さ、延長、高さ等	構造物ごとに適宜決定
港 湾	防波堤、護岸 物揚場、岸壁	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は 2 箇所以上）
	浚渫工 置換工	基準高、幅、延長、法勾配	測線、間隔は適宜決定
	捨石工	基準高、幅、延長	施工延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は 2 箇所以上）
	ケーソン コンクリートブロック	製作形状寸法、基準高、法線の出入、延長	製作形状寸法は、寸法表示箇所の任意部分 施工延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は 2 箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考 (1) 検査は、実地で行うことを原則とするが、特別の事由により実地で検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができるものとする。

(2) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。

(3) この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。

別表第3 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
共通	材 料	品質及び寸法は、契約書等と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。
	基 礎 工	(1) 支持力は、契約書等と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は、適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	土 工	(1) 土質及び岩質は、契約書等と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は、契約書等と対比して適切か。	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、契約書等と対比して適切か。	
	構造物の機能	構造物又は附属設備等の性能は契約書等と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
道路舗装	路 盤 工	(1) 路盤材料の合成粒度は、契約書等と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は、契約書等と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は、契約書等と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

備考 この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。